

千葉市民間施設再生可能エネルギー等導入支援補助金  
〔防災拠点再生可能エネルギー等導入推進基金事業〕  
－募集要項－

平成 27 年 月

千 葉 市

環境局環境保全部環境保全課

# 目 次

1	事業の目的・概要	1
2	募集期間	1
3	補助の対象となる事業者	1
4	補助の対象となる施設	1
5	補助の対象となる事業	2
6	補助の対象とならない事業	2
7	補助対象経費	2
8	補助率・補助限度額	4
9	事業の実施年度・事業期間	4
10	応募方法等	5
11	応募後のスケジュール	5
12	その他応募に際しての留意事項	6
<b>別紙1</b>	応募書類一覧	7
<b>別紙2</b>	事務手続き等の流れ	8
<b>別紙3</b>	補助金の交付手続き・補助事業実施に当たって の留意事項	9
<b>別紙4</b>	審査における着眼点	12

《応募様式・記載例》

- ・様式A 事業計画書
- ・様式B 電力積算表
- ・様式C 誓約書
- ・様式D 役員等名簿
- ・様式E 事業活動に関する法令等の遵守についての申立書
- ・様式F 同意書

# 千葉市民間施設再生可能エネルギー等導入支援補助金 募集要項

## 1 事業の目的・概要

環境省の「再生可能エネルギー等導入推進基金事業」の採択を受け造成した基金を活用し、災害時に避難所等となる民間施設へ再生可能エネルギー設備や蓄電池などを導入するために必要な経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付し、災害に強く低炭素なまちづくりをすすめるものです。

## 2 募集期間

平成27年8月3日（月）～平成27年9月18日（金）

## 3 補助の対象となる事業者

千葉市内所在の私立大学・私立短期大学

### <補助要件>

- ・千葉市地域防災計画において規定する防災組織体制が確立していること。
- ・「災害時応援協定」を平成27年度中に締結していること。

※ 物資の支援や活動支援でなく、被災者の受け入れを行うこと。また、災害時の帰宅困難者支援施設や津波一時避難施設などの一時的な避難施設としての締結ではなく、数日間程度の一定数の避難者の滞在を予定している施設が対象となります。

## 4 補助の対象となる施設

補助対象事業者が所有又は管理する施設で以下の要件を満たす施設であること

### <対象要件>

- ・設備の設置後も十分な耐震性を有する施設であること
- ・設置設備が地震や風雨等により、転倒や落下するおそれがないこと
- ・災害時においても設置設備の管理が可能となる配置ができること

## 5 補助の対象となる事業

次のいずれかの設備を設置する事業

① 太陽光発電設備 + 蓄電池

② 熱利用設備（太陽熱又は地中熱）

※①と②の組み合わせも可能とします。

なお、導入に当たっては以下の要件を満たすこと

### ＜補助要件＞

- ・ 補助対象施設において災害時に必要とされる最低限の機能を維持するために必要な設備・規模であること。
- ・ ①の発電設備については、発電容量が20kWであること。
- ・ ①については、発電設備と併せて蓄電池（15kWh）を設置すること。
- ・ 蓄電池については、原則として屋内に設置するものとし、以下の条件を全て満たすこと。
  - ア 原則固定式のものとする。ただし、可搬式のものであっても、可動部分を外し、容易に移動させることができないよう固定する場合には対象とする。
  - イ 平常時及び災害による停電時のいずれの場合も、再生可能エネルギー設備による電力を蓄えることができ、蓄えた電力を活用できるもの。
  - ウ 発電設備の規模に見合った蓄電容量であること。
- ・ ②について、設備の作動に電力を要する場合は、数日間程度、電力供給が途絶えても機能しうる非常用発電設備を有すること。

※ この補助金により設置した再生可能エネルギー発電設備による電力は、専ら自家消費することが基本です。固定価格買取制度による売電はできません。

## 6 補助の対象とならない事業

次に掲げるものは、補助対象となりません。

- (1) 災害時に必要とされる最低限のエネルギー量を上回る過大な設備を導入するもの  
※ 最低限必要な設備規模以上の設備設置は自費であっても導入できません。
- (2) 既に再生可能エネルギー設備等を導入済みの施設へ補助対象設備を設置するもの
- (3) 既に事業に着手しているもの
- (4) 中古品の設置、修繕その他これらに類するもの
- (5) リース取引による導入をするもの
- (6) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第4条に基づき電気事業者に対し再生可能エネルギー電気を供給するもの
- (7) 技術開発、実証事業その他これらに類するもの
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員等が行うもの
- (9) その他、専ら特定の団体等の利益を追求するための事業など補助事業の目的に沿わないと認められるもの

## 7 補助対象経費

補助対象経費は、次の「(1) 補助の対象となるもの」に掲げるものであって、補助事業を実施するために必要な経費（消費税及び地方消費税を除く）から、寄付金、その他の収入の額を控除したものとします。

なお、本補助金の交付決定日から事業期間内に契約、施工等をし、かつ支払いをしたものに限りします。

(1) 補助の対象となるもの

経費区分	細目	内容（補助事業を実施するために必要なものに限る。）
設計費	設計費	基本設計、実施設計に要する費用
	監理費	工事監理に要する費用
本工事費	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費、運搬費及び保管料
	労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費
	直接経費	事業を行うために直接必要とする経費（特許権使用料、水道・光熱・電力料、機械経費）
	共通仮設費	(1)事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 (2)準備、後片付け整地等に要する費用 (3)機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 (4)技術管理に要する費用 (5)交通の管理、安全施設に要する費用
	現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費（労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費、その他に要する費用）
	一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費
付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲の経費
機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費
測量及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費
その他		市長が特に必要と認める経費

(2) 補助の対象とならないもの

次表の経費は補助対象外となりますので、ご留意願います。

また、次表に記載した経費以外にも、具体的な個々の事業内容に応じて、補助対象外の経費が生じる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

対象とならない経費	対象とならないものの例
災害時に避難所等として必要な最低限の機能を超える設備等の導入費用	・パソコン単体、補助照明、蓄電池用冷却設備 等
災害時に避難所等として必要とされる機能を確保できないもの	・災害時に自立運転ができない発電設備 等
設備の維持管理に要する費用	・メンテナンスに関わる費用、遠隔監視費用 等
設備ではない工作物等の設置費用	・建屋、フェンスなどの設置費用 等
施設の耐震化工事等に係る費用	・耐震化工事、施設の老朽化に伴う補強工事 ・本事業による設備設置に伴う補強工事 等
本体工事に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲を超える付帯工事に係る費用	・太陽光発電モジュール設置箇所全体の防水工事 等
既存設備の撤去費用	・本事業による設備設置に伴い、既設の工作物を撤去する工事 等
地中熱利用システムの空調設備	・配管から続く空調設備 等 (地中熱利用システム単体での導入の場合)

### (3) 補助対象経費算定上の留意事項

#### ア 利益等の排除について

補助対象経費の中に自社製品の調達や関係会社からの調達分（工事を含む。）などが含まれる場合、利益等排除の方法に従い、処理する必要があります。

なお、具体的な処理方法については、千葉市民間施設再生可能エネルギー等導入支援補助金交付要綱第4条第3項の規定を参照してください。

#### イ 他の補助事業の取扱いについて

他の補助金等を受けている場合、本補助事業を実施するために必要な経費からその補助金等の額を控除する必要があります。

なお、他の補助事業での取扱い上、本補助金の活用が可能かどうか十分ご確認ください。

## 8 補助率・補助限度額

補助対象経費に、次表の補助率を乗じた額を補助額（千円未満切り捨て）とし、原則として、補助限度額欄に記載の金額を上限とします。

なお、施設の規模や事業内容などを考慮し、予算の範囲内において、補助限度額を超えて補助する場合があります。

補助率	補助限度額
1 / 2 以内	上限 1 5 0 0 万円*

※ 導入する設備規模に応じて上限を設定し、太陽熱利用設備については集熱面積 1 m<sup>2</sup>あたり 10 万円、また地中熱は冷暖房能力 1 kW あたり 15 万円を乗じて算出し、合計で 1500 万円以下とします。

## 9 事業の実施年度・事業期間

平成 2 8 年度に実施する事業を対象とします。

また、次表に応じた事業期間内に契約・施工・支払いをする必要があり、この期間内に事業が完了しない場合、補助金を支払うことができない場合がありますのでご注意ください。

実施年度	事業期間
平成 2 8 年度	本補助金の交付決定日から平成 2 9 年 2 月 2 8 日まで

※ 事業の採択は、市の予算の成立を条件として行いますので、予算が成立しない場合、採択の効果は発生しませんのでご注意ください。

## 10 応募方法等

補助事業の円滑な実施のため、応募を予定されている内容が本基金事業の趣旨や要件などに沿ったものであるか、あらかじめ確認させていただく必要がありますので、原則として事前相談を行っていただきます。

### (1) 事前相談（要予約）

ご希望の日時を下記の申込先までご連絡ください。（日程については調整する場合がありますので、ご承知おきください。）

なお、事前相談については、事業内容の詳細が分かる方の出席をお願いします。

- ・実施期間：平成27年7月1日（水）～7月15日（水）
- ・時 間：10：00～12：00、13：00～16：00
- ・申 込 先：環境保全課 温暖化対策室  
電話：043-245-5199
- ・持参書類：事業計画書、電力積算表等の相談に必要な書類
- ・提出部数：正1部（副数部）

### (2) 応募方法

次のとおり応募書類を郵送又は持参により提出してください。

- ・応募方法：郵送又は持参
- ・応募期間：平成27年8月3日（月）～9月18日（金）必着
- ・受付時間：9：00～17：00
- ・応募先：〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1  
千葉市役所 環境保全課 温暖化対策室  
（千葉市役所本庁舎4階）

※ 提出書類の様式については、市ホームページからダウンロードできます。

(URL：)

## 11 応募後のスケジュール（予定）

- 8月～9月 応募事業の審査
- 10月上旬頃 応募事業の採否結果通知
- 12月上旬頃 交付額審査書提出
- 2月上旬頃 交付上限金額の内示

### 平成28年度

- 4月上旬 採択事業の交付申請手続き  
(別途、市から提示する日までに手続きをしていただきます。)
- 5月上旬頃 交付決定通知 → 事業開始

- ※ 補助金の交付申請(本申請)については平成28年4月以降の手続きとなります。  
(審査をスムーズに進めるために、本申請前に交付額審査書をご提出いただきます。その際、基本設計書・詳細見積書等の提出が必要になります。)
- ※ 本申請の際、「災害時応援協定」を締結している必要があります。本申請の準備は平成27年度中に行ってください。
- ※ 本事業に関する全体の流れ、補助金の交付手続き等については、次の資料を参照してください。  
別紙2「千葉市民間施設再生可能エネルギー等導入支援補助金 事務手続き等の流れ」  
別紙3「補助金の交付手続き・補助事業実施に当たっての留意事項」
- ※ 応募事業の審査は、別紙4「審査における着眼点」記載の項目を踏まえて事業の審査を行い、有識者等の助言を踏まえて、採否を決定します。

## 12 その他応募に際しての留意事項

- (1) 補助事業の実施に当たっての留意事項等を十分理解していただいた上で応募していただく必要がありますので、次の規定等の記載内容を必ずご確認ください。

- ・別紙3「補助金の交付手続き・補助事業実施に当たっての留意事項」
- ・「千葉市補助金等交付規則」
- ・「千葉市民間施設再生可能エネルギー等導入支援補助金交付要綱」

- (2) 提出いただいた応募書類については返却しませんので、書類の写しをとるなど、控えを保存されるようお願いいたします。
- (3) 事業内容に変更が生じた場合、採択を取り消す場合があります。
- (4) 本事業では、透明性を確保するため、採択された事業について、所定の事項(施設名称、設置設備等)を公表しますので、ご承知おきください。
- (5) 本事業は、環境省の補助制度(「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」)により千葉市に交付された補助金を原資としています。事業実施後、環境省による事業効果に関する調査及び会計検査院による実地検査への対応をお願いする場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

### 【お問い合わせ先】

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1  
千葉市役所 環境保全課 温暖化対策室  
(受付時間：9:00～17:00)  
電話 043-245-5199 FAX 043-245-7517

応募書類一覧

応募書類		チェック	
①事業計画書(様式A)		<input type="checkbox"/>	
②-1 電力積算表(様式B) ※発電設備を導入する場合		<input type="checkbox"/>	
②-2 熱を供給に係る積算書類(様式Bに準じて作成のこと) ※熱利用設備を導入する場合		<input type="checkbox"/>	
③誓約書(様式C)		<input type="checkbox"/>	
④役員等名簿(様式D)		<input type="checkbox"/>	
⑤事業活動に関する法令等の遵守についての申立書(様式E)		<input type="checkbox"/>	
⑥同意書(様式F) ※事業者と導入予定施設の建物及び土地の所有者が同一の場合は不要		<input type="checkbox"/>	
添付書類	事業者関係	⑦定款	<input type="checkbox"/>
		⑧登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(発行日から3ヶ月以内のもの)【原本】	<input type="checkbox"/>
		⑨直近2カ年分の貸借対照表、損益計算書及び財産目録(又はこれに準ずるもの)	<input type="checkbox"/>
		⑩市税全てに未納のないことを証明するもの(完納証明)【原本】	<input type="checkbox"/>
	導入対象施設関係	⑪導入予定施設の位置図、周辺図、平面図(避難所等として使用する場所を明記すること)、写真(施設外観、設備設置場所)	<input type="checkbox"/>
		⑫建物及び土地の登記事項証明書(発行日から3ヶ月以内のもの)【原本】	<input type="checkbox"/>
		⑬避難施設における防災対応方針等の写しなど、導入予定施設での災害時における避難機能や活動内容が確認できる書類	<input type="checkbox"/>
		⑭導入予定施設が耐震性を有することを確認できる書類 (例) ・ 昭和56年6月1日以降の建築確認を得て建築された建築物の場合 → 施設に係る登記事項証明書(上記⑬の提出をもって代えることができます。) ・ 昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性を有する」と診断された建築物 → 診断結果の写し ・ 耐震改修整備を実施した建築物 → 耐震改修を実施したことが分かる書類	<input type="checkbox"/>
		⑮導入予定施設の建物及び土地を管理する者であることを確認できる書類 ※事業者と導入予定施設の建物及び土地の所有者が同一の場合は不要	<input type="checkbox"/>
		⑯その他の書類(事業の内容等に応じて市から別途依頼があった場合)	<input type="checkbox"/>

事業額審査書類		チェック	
①事業額審査書(様式G)		<input type="checkbox"/>	
添付書類	導入設備関係	②導入設備の概要を確認できる書類等(規模、仕様等が分かる資料(カタログ等))	<input type="checkbox"/>
		③支出予定額を確認できる書類(見積書、工事費用概算書等)	<input type="checkbox"/>
		④設備の設置計画が確認できる書類(設備設置図、配線・配管図及び系統図等)	<input type="checkbox"/>
		⑤調達(工事を含む。)を受けようとする会社との関係が確認できる書類 ※自社製品の調達又は関係会社からの調達分がない場合は不要	<input type="checkbox"/>
		⑥その他の書類(交付額の審査に当たって市から別途依頼があった場合)	<input type="checkbox"/>

補助対象者の決定と工事完了までの事務手続きの流れ

手続き	時期	申込者（申請者）	千葉市
事前相談	(H27 年度) 7月上旬	事業の検討及び相談 ※ 事業説明に必要なもの持参	相談受付 (設備要件・事業概要等)
事業募集 応募	8月3日 ～9月18日	事業応募 ※ 応募書類一式（様式第 号）	受付・審査 (事業実施能力の確認)
採択	10月上旬	通知書の受領	事業採択者の決定 ※決定通知書（様式第 号）
事業額の 審査確認	12月上旬	事業額審査書提出 (設置計画・詳細見積り等)	内容審査等 (事業の適正額の審査)
	2月上旬  (年度内)	通知書の受領  本申請準備（協定締結等※必須）	交付上限金額の内示 ※通知書（様式第 号）
事業実施 本申請	(H28 年度) 4月上旬	交付申請 ※交付申請書（様式第 号）	受付・審査
工事開始 工事終了	5月上旬	通知書の受領  設計・工事の契約開始 (工事の実施・完了確認)	交付決定通知 ※通知書（様式第 号）
領収書等		代金支払い	
設備活用		操作訓練・避難訓練実施	適宜、協力
事業報告 請求	2月末日	実績報告書（様式第 号）  受理・受領	受付・審査・完了検査  補助金額の確定 ※通知書（様式第 号）
事業完了		補助金交付請求 ※交付請求書（様式第 号）  補助金の受領	受付  補助金交付（口座振替）

※ 1 受付・審査に要する期間は目安です。申請内容、書類の不備や不足により日数がかかることがあります。

## 補助金の交付手続き・補助事業実施に当たっての留意事項

## 1 補助金交付までの流れ

応募をした事業について、市から補助事業として選定された場合、事業者は市から提示された期限までに補助額審査書を提出してください。

市は、申請された事業内容のうち交付要件等を満たしており、補助金を交付すべきものと認められる事業額について、予算の範囲内において補助額の審査を行い、決定の内容等を申請者に通知します。

なお、補助金は、事業が全て完了した後（工事及び支払い完了後）に所要の手続きを経て事業者を支払われます。所定の事業期間内に事業が完了しない場合、補助金を支払うことができない場合がありますのでご注意ください。

## 2 補助事業の開始

事業者は、平成 28 年度において市からの補助金交付決定の通知を受けた後でなければ、補助事業を開始（設計、工事等の契約）することはできません。

また、契約に当たっては、以下の点に留意し、不明な点があれば、必ず市の担当者に相談してください。

## ＜注意事項＞

- (1) 契約日は市の交付決定日以降であること。
- (2) 原則として競争入札又は見積合わせによって相手方を決定すること。  
なお、見積合わせにより相手方を決定する場合には、同一仕様により、原則として3者以上の見積を徴し、最低額を提示した業者と契約すること。
- (3) 補助対象外の工事等を実施する場合は、補助対象部分とそれ以外の実施内容及び金額等が明確に区分できる形態にすること。(補助対象内外の判別ができない場合、補助金が支払うことができない場合があります。)

## 3 交付決定後の事業計画の変更等

交付決定後に以下の変更等が生じた場合、書面により市の承認を得る必要があります。それぞれの場合の手続き等詳細については、事業計画の変更等を行う前市にお問い合わせください。

## ＜承認が必要な事項＞

- (1) 補助事業の内容の変更又は事業に要する経費の変更
- (2) 補助事業の中止等

なお、何らかの理由により補助対象経費が増額となる場合であっても、補助金額の増額は認められません。

また、事業の実施スケジュールを変更する場合又は事業実施が困難になった場合は、速やかに市に報告してください。

#### 4 実績報告

補助事業が完了した日（工事及び支払い完了日）から30日以内又は所定の事業期間終了日のいずれか早い日までに実績報告書等必要書類を提出してください。

また、提出期限を過ぎてしまった場合、補助金を支払うことができない場合がありますので、ご留意願います。

#### 5 補助金交付額の通知

市は、書類審査及び原則として現地調査を行った上で、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、補助金の交付額を確定し、事業者に通知します。

#### 6 補助金の支払い

事業者は、補助金交付額の確定通知を受領した後、速やかに補助金交付請求書を市に提出してください。市は、事業者からの交付請求に基づき、事業者に補助金を支払います。

#### 7 事業効果の把握

事業完了後、この事業により設置された再生可能エネルギー等の設備による発電量等について、報告をしていただきます。

具体的な報告手続等については、別途お知らせします。

#### 8 補助金により導入した設備（財産）の管理について

(1) 補助金で導入した設備は、市に無断で処分することはできません。当該設備を、事業計画書に記載した用途以外に使用したり、処分したりする場合は、事前に市長の承認を受けなければなりません。この場合、原則として、受領した補助金額の全部又は一部を返還していただくことが承認の条件となります。

(2) 処分とは、「取壊し」、「廃棄」、「他の用途での使用」、「貸付」、「譲渡」、「交換」、「担保提供」をすることを言います。

(3) 市長の承認が必要な期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間となります。

例として、太陽光発電設備は17年、蓄電池は6年です。その他についてはお問い合わせください。

(4) (3)に記載した期間中は、補助金で導入した設備の設置場所を移動したり、使用を中止する場合も事前に届出が必要になります。

(5) 導入後、設備稼働状況について、適宜、現地確認等を実施することがあります。

## 9 書類の保存等について

補助事業に関する帳簿や、契約書、領収書、通帳等、当該収入及び支出の内容を証する書類を補助事業を実施した年度の終了後5年間は保存しなければなりません。

なお、市から送付された交付決定通知書等や、市に提出した交付申請書等（添付書類を含む）の控えについても、同様に保存をお願いします。

## 10 その他の留意事項

本補助金の手続き等について定めている「千葉市補助金等交付規則」及び「千葉市民間施設再生可能エネルギー等導入支援補助金交付要綱」の記載内容を必ずご確認願います。

また、本事業は、環境省より交付された補助金を原資としているため、併せて「平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー等導入推進基金事業）交付要綱」及び「再生可能エネルギー等導入推進基金事業実施要領」についてもご確認ください。

### <環境省ホームページ>

再生可能エネルギー等導入推進基金(平成26年度)

[http://www.env.go.jp/policy/local\\_re/funds4.html](http://www.env.go.jp/policy/local_re/funds4.html)

## 審査における着眼点

### 1 事業目的

- 避難所機能の強化を目的に再生可能エネルギーを導入する事業であるか。
- 再生可能エネルギー発電設備（以下「発電設備」という。）の設置に当たっては、併せて蓄電池を導入するなど、昼夜を問わず施設において必要とされる最低限の機能を維持するための電力が確保できるものであるか。
- 災害時における発電設備の活用が望める体制作りがなされているか。

### 2 対象施設

- 平常時においても、基金事業により導入した再生可能エネルギーの有効な活用が図られるか。
- 設置する設備に係る耐用年数が経過するまでの間、設備が効果的に活用されることが見込まれるか。

※耐用年数…減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間（12 ページ参照）

- 災害時において公益性や地域防災力強化が望めるか。
- 防災力向上や環境負荷の低減のための独自の取組は妥当であるか。
- 自家発電設備が設置されているか。  
(施設の重要度が同程度の場合、本事業では自家発電設備がない施設を優先)

### 3 対象事業者

- 経営状況が良好であるか。
- 補助事業の実施に必要な資金の調達能力が十分にあるか。
- 事業活動に当たり、法令等を遵守しているか。

### 4 実施内容

- 発電設備及び蓄電池を導入する場合は、発電設備の出力及び蓄電池の容量が、災害時等、電力供給が遮断された際に使用する電力を確保するために必要最低限の規模であるか。

### 5 その他

- 事業費当たりの二酸化炭素削減効果が十分見込まれるか。
- 事業実施年度の事業期間内に事業の完了が確実に見込まれるか。